

〔別紙１〕

栃木県県土整備部ワークウェア(作業服)仕様選定 仕様書

本仕様書は、栃木県県土整備部（以下、「甲」という）において、県民目線と職員目線を両立し、職員が屋内外で安全かつ快適に業務を遂行するための新たなワークウェア（作業服）の仕様を決定するにあたり、メーカー（以下、「乙」という）を選定するための必要な事項を定めたものである。

第１条（件名）

栃木県県土整備部ワークウェア(作業服)仕様選定

第２条（業務の目的等）

１ 背景

栃木県県土整備部は、県民生活の基盤となる道路、河川、砂防等のインフラ整備・保全を所管し、地域の安全・安心な暮らしを支える重要な役割を担っている。特に近年は自然災害の頻発・激甚化により、迅速な対応と復旧が求められている。

一方で、技術公務員を取り巻く環境は大きく変化しており、求職者の減少や若年層の離職傾向が続き、人員の確保や定着が課題となっている。そのため、県民サービスの維持や更なる向上のためにも、技術公務員のイメージや職員のモチベーションの向上が必要不可欠である。

そうした中、技術公務員にとって日常的に着用するワークウェア（作業服）は、業務遂行時の安全性・快適性を確保するだけでなく、組織の一体感や県民の安心感を醸成する欠かせないものであり、現場の実態に即した改善が求められている。

２ 目的

本業務は、県民目線と職員目線を両立し、職員が屋内外で安全かつ快適に業務を遂行するための新たなワークウェア（作業服）の仕様を決定し、最も的確なメーカーを選定することを目的とする。

３ 課題

現行のワークウェアは、所属によって仕様や調達時期が異なる上、20年以上仕様の見直しが行われていない。そのため、機能性や快適性が現場のニーズに合致しておらず、動きにくさや見た目の古さなどが職員の不満要因となっている。

特に、夏用は生地や色が薄く、透けやすさ、汗や汚れの目立ちやすさが着用者の不安やストレスを招いている。また、通年用は耐久性のあるものの、伸縮性に乏しく、重量感や乾きにくさが課題となっており、屋内外を問わず活動的な業務において着用の負担となっている。

このように、安全性の確保や士気の向上、さらに外部からの印象といった観点からも、現代の業務環境に即したワークウェアへの見直しが強く求められている。

４ ワークウェア（作業服）のユースケース

（１）屋外

建設現場での監督検査業務、現地調査・視察、立会い、災害調査、測量作業、交通規制、パトロール、小規模作業、各種訓練、各種イベント 等

（２）屋内

異常気象待機、事業者等との打合せ、デスクワーク、倉庫の整理 等

５ 期待する主な効果

〔別紙１〕

(１) 業務効率化

従来よりも動きやすさを向上することで、作業負担を軽減し効率的な業務遂行を図る。

(２) 安全性の確保

現行仕様にはない伸縮性等を考慮することで、多様な現場での安全性を確保する。

(３) 職員のモチベーション向上

デザインや仕様を向上させることでドレス効果により職員の労働意欲を高める。

(４) 組織の一体感の強化

デザインや仕様を統一することで、組織の一体感を強化し職員同士の結束を高めるとともに、技術公務員としてのブランド価値を向上させる。

(５) 県民への信頼向上

デザインや仕様を統一することで、現場で県職員と一目で認識することができ、県民の安心感を高めるとともに、県土整備行政への理解促進につなげる。

(６) 技術公務員の採用・定着促進

機能性・デザイン性を見直すことで、求職者への魅力を発信し、職員の定着率向上を図る。

(７) 調達効率化によるコスト縮減

仕様を統一し、耐久性向上や調達プロセスの効率化を図ることでコスト削減を実現する。

６ コンセプト

上記効果を達成するため、新たなワークウェア（作業服）のコンセプトは、『ワークウェアにも新４Ｋを』とする。

※４Ｋ：「カッコいい」「快適」「気配り」「県民目線」

第３条（要求仕様）

今回の調達対象は、通年用（上下）及び夏用（上下）とし、具体的な詳細仕様については、乙の提案をベースに、打合せ等を通じて決定する。

その上で、現時点で甲がワークウェアに求めるデザイン及び機能等に関する基本的な考え方を以下に示す。以下の項目は、選定委員会や職員アンケートにおける重要度・要望度が高く、基本的に満たすことが必須又は望ましい項目である。ただし、物理的制約、コスト制約及び納期制約等のやむを得ない理由により実現が困難な項目については、この限りではない。

また、採用後、更なる改善や改良提案については、甲との協議を通じて検討の余地がある。

(１) デザイン

ア 色や素材

- ・ 上着は、汗染みや汚れ(特に首元や脇)、インナー(特に夏用)が目立ちにくいものとする。
- ・ 上着は、第２条第６項のコンセプトに合致するデザイン性に優れているものとする。
(例：農色×明色のバイカラーなど)
- ・ パンツは、下着が透けにくく、汚れが目立ちにくいものとする。(例：濃色)
- ・ 上下の色や素材は、デザイン上の統一感があるものとする。
※カラーは打合せ等を通じて変更になる場合もあるため、提案時にはカラー展開も併せて説明すること。
- ・ 汚れが落ちやすい素材が望ましい。

〔別紙１〕

- ・ 素材の混紡率の指定はしない。

イ 形状（スタイル）

- ・ パンツは、スラックスタイプ又ポケットが目立ちにくいカーゴパンツを想定している。
- ・ パンツは、ウエストにゴムがあり伸縮性があるものが良い。
- ・ 夏用(上)は長袖とする。※長袖シャツ又は夏用ブルゾンの実用性を踏まえ要検討
- ・ 上下ともに収納力があること。
- ・ 着脱性が良いものとする。

ウ サイズ

- ・ 男女別サイズの展開やユニセックス対応により、性別問わず快適に着用できる設計であること。
- ・ SS～4Lを標準とし、それ以上のサイズについて、サイズ展開や特注対応が可能であることが望ましい。

エ シンボルマーク

- ・ ロゴ対応が可能であること。

※胸元及び背中に「県章マーク＋TOCHIGI Pref」のワンポイントを想定している

（２）機能性

ア 伸縮性及び軽量性

様々な建設現場をはじめ、河川や山中といった厳しい現場状況での着用在が考えられるため、動きやすさに配慮した一定の「伸縮性」「軽量性」が備わっており、また、木の枝や岩場との接触、転倒時の摩擦等を考慮し、破れや摩擦、ピーリングが起これにくい一定の「耐久性」があるものとする。

イ 通気性及び吸汗速乾性

夏用については、夏場における熱中症対策や快適性を考慮し、上記アを優先としつつも「通気性」や「吸汗速乾性」があることが望ましい。

ウ ポケット配置

現場作業において、野帳やスマートフォン等の所持品を安全かつ機能的に収納できるポケット配置であること。

第４条（製品の品質及び表示）

- 1 納入する製品について、仕様書に適合するものとし、家庭用品品質表示法その他関連法令に基づく表示ラベルを適切に縫いつけるものとする。表示内容は、誤記・誤表示がないよう十分に確認し、使用者に誤解を与えないよう配慮すること。
- 2 縫製及びプレス加工は、ほつれ、縫い目の乱れ、シワ等がないよう丁寧に仕上げること。
- 3 家庭用洗濯機及び乾燥機による洗濯・乾燥が可能な仕様（一般的な、ほずれや色落ちのし難さ、防縮性、型崩れやシワのなにくさ）とし、長期使用における管理のしやすさに配慮すること。これに伴い、洗濯・乾燥に関する注意事項がある場合は、表示ラベルに明記すること。

〔別紙１〕

第5条（価格）

- 1 一式（通年上下、夏用上下の計）あたりの上限額は税抜40,000～45,000円程度を目安とする。
- 2 提案にたっては、それぞれの内訳を提示すること。
- 3 長期的に安定した価格で納品できること。
- 4 継続性や発注数量の観点からコスト意識を重視し、上限額ありきの提案は厳禁とする。
- 5 調達予定数量を変更することにより価格が変動する場合は、提案に盛り込むこと。その他、条件を付す場合は、全て提案に盛り込むこと。

第6条（供給能力）

- 1 採用されたデザインが、長期的(最低10年)に供給可能であること。
- 2 人事異動、増員及び破損等による追加発注や小ロット、緊急対応等について、柔軟な対応が可能であること。（概ね3ヶ月以内を目安と考えている）
また、柔軟な対応が困難である場合は、他の対策を提案すること。

第7条（調達予定数量及び納期）

- 1 調達予定数量及び納期(目安)については、下表のとおりとする。

項 目	令和8年度		令和9年度		令和10年度	
	予定数量	納期(目安)	予定数量	納期(目安)	予定数量	納期(目安)
通年用 ジャケット	300	令和8年 4月1日 ～ 9月30日	300	令和9年 4月1日 ～ 9月30日	300	令和10年 4月1日 ～ 9月30日
通年用 パンツ	300		300		300	
夏用 シャツ	300		300		300	
夏用 パンツ	300		300		300	

※サイズ等は、打合せや試着、採寸等にて決定する。

※数量や納期は現時点における想定であり、金額や人事異動等を踏まえ後日打合で確定する。

- 2 令和8年2月～3月に発表会を予定しており、それまでに完成品と同等の見本品を準備すること。通年用2着（男女各1着）、夏用2着（同左）を目安とし、発表会で着用可能な状態に仕上げる。発表会の日程や規模は後日報告し、見本品のサイズや完成度等については、別途打合せにより決定する。

第8条（環境配慮）

環境面への配慮として、以下のいずれか2つを満たしているメーカーの製品とする。

- （1）SDGsを推進する取組を実施しているメーカー
- （2）使用済み製品の回収・再利用プログラムを整備しているメーカー

〔別紙1〕

- (3) 製造過程でのCO₂排出量を削減する取り組みが可能な製品
- (4) グリーン購入法に適合した製品
- (5) その他、会社独自の環境配慮の取組を実施しているメーカー

第9条（納入場所）

- 1 所在地 〒320-8501 栃木県宇都宮市埴田1-1-20 栃木県県庁本館13階
- 2 部署名 栃木県県土整備部技術管理課
- 3 電 話 028-623-2827 又は 028-623-2403
- 4 メール kensa@pref.tochigi.lg.jp

第10条（納品方法・検収）

- 1 製品を甲が指定する方法により、適切な梱包・輸送を行い納品するものとする。
- 2 納品にあたって納品書を提出する。
- 3 甲は、提出された納品書及び仕様書に基づき、納品物の検収を行い、合格した製品のみを受領する。
- 4 不適合が認められた場合、甲の指示に従い、速やかに代替品の納入または不足分の補充を行うものとする。
- 5 製品の所有権は、甲が検収により合格と判断した時点で甲に移転する。

第11条（契約方法）

- 1 乙と調達業者が同一の場合
甲乙間で詳細仕様や経費等について調整を行い、協議が調った場合、調達に係る契約を締結する。
- 2 乙と調達業者が異なる場合
別事業者（卸業者）からの納品となる場合は、甲乙間で詳細仕様について調整を行い、乙の製品を指定した上で、別途入札手続きを実施し調達業者を決定し契約を締結する。

第12条（支払い）

- 1 代金の支払いについては、原則、精算払いとする。
- 2 納品および検収完了後、乙又は調達業者は請求書を提出する。
- 3 甲は乙又は調達業者が指定する口座へ振り込みを行う。

第13条（その他）

本仕様書に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。